

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 8 1 号
 令 和 7 年 3 月 1 8 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
 各 警 察 署 長

交 通 部 長

災害により運転免許証等を紛失した者の再交付手数料等を免除する場合の事務
 手続等について

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第
 101号。以下「手数料条例」という。）第5条第2号に基づく運転免許証再交付手数料
 等の免除に関する事務手続及び留意事項については「災害により運転免許証又は運転
 経歴証明書を紛失した者の再交付手数料を免除する場合の留意事項等について（令和
 3年3月3日付け運免第1100号。以下「旧通達」という。）」に基づき運用されている
 ところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）
 の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用すること
 としたので、所属職員に周知徹底し、対応に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

記

1 手数料を免除する被災者の決定等

手数料を免除する被災者については、その災害の規模等から個別に検討して決定
 し、その旨通知するので誤りのないようにすること。

2 手数料免除の対象

手数料条例第5条第2号に基づき、地震、火災、水害等の災害により紛失、焼失
 又は著しく損傷した次の物件の再交付申請又は記録申請に係る手数料とする。

- (1) 運転免許証
- (2) 免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）
- (3) 運転経歴証明書
- (4) 運転経歴情報が記録された個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）

3 手数料免除に係る事務手続

(1) 提出書類

ア 申請書

- (ア) 運転免許証及びマイナ免許証（以下「免許証等」という。）の保有形態、
 紛失等した免許証等及び申請後に希望する免許証等の保有形態に応じた申請
 書等

- a 運転免許証再交付申請書（運転免許関係事務取扱要領別記様式第10）
- b 特定免許情報記録申請書（運転免許関係事務取扱要領別記様式第14）
- (イ) 運転経歴証明書を紛失等した場合
運転経歴証明書再交付申請書（青森県道路交通規則別記様式第20号の9）
- (ウ) マイナ経歴証明書を紛失等した場合
運転経歴証明書交付等申請書（青森県道路交通規則別記様式第20号の7）

イ り災証明書

り災証明書を提出できない者については、てん末書（別添1）に「紛失（り災）等年月日」、「紛失（り災）等場所」、「紛失（り災）の状況」及び「他の被害がある場合はその程度（家屋全壊等）」を記載させること。

なお、り災証明書は、他の行政手続等にも使用できることから、写しを申請書に添付し、原本は返却すること。

ウ 本人確認

住民票、パスポート等の本人確認書類とする。ただし、本人確認書類の提示は法令に基づく義務ではないことから、本人確認書類がない場合であっても質問等により本人確認を実施することとし、本人確認書類がないことを理由として不受理とすることがないように留意すること。

- (2) 手数料を免除した旨の申請書への記載（記録化）

手数料を免除した場合は、申請書の欄外に「災害・手数料免除」と赤字で明示し記録すること。

4 手数料の還付に係る事務手続

前記1の手数料を免除する被災者に係る通知は可能な限り早期に行うが、この通知前になされた申請については手数料を徴収することとなる。

このため、手数料を免除することが可能であったと認められる者から、通知前の申請に係る手数料の還付請求があった場合は、次のとおり対応し、速やかに関係書類を運転免許課に送付すること。

- (1) 提出（提示）書類

ア 青森県証紙誤過納還付請求書（別添2）

イ 再交付を受けた運転免許証又は運転経歴証明書の写し（表裏）

ウ 再記録を受けたマイナ免許証又はマイナ経歴証明書（提示のみ）

エ り災証明書（り災証明書がない場合はてん末書）。ただし、再交付又は再記録の申請時に作成したてん末書により被災者であることが確認できた場合は、提出不要とする。

エ その他

振込先口座及び口座名義人（カタカナ表記）が確認できるよう、通帳の表紙及びカタカナ表記が記載されている部分の写しを提出させるよう努めること。

- (2) 提出（提示）書類受理に当たっての留意事項

ア 提出書類の内容等の確認

(ア) 請求額に誤りはないか。

(イ) 提出書類に記載漏れがないか。

- (ウ) 還付金の振込先は、申請者本人名義の口座であるか。
- (エ) 振込先口座番号に誤りがないか。
- (オ) 申請者の連絡先電話番号に誤りはないか。

イ 教示事項

- (ア) 還付金は、手数料を納付した月のおおむね2月後に振り込まれること。
- (イ) 還付に係る事務は、原則として運転免許課で行うことから、追って、運転免許課から確認の連絡があること。

5 留意事項

(1) 被災者支援としての重要性の認識

免許証等は、自動車等を運転するために必要であるとともに、我が国では最も身近な本人確認書類であり、また、運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書は、免許証等を申請により取り消した者にとって、これに代わる本人確認書類になり得るものである。

手数料免除事務は、被災者支援の一環として重要な手続であることをよく認識すること。

(2) 被災者に配慮した誠実な対応

申請者が被災者であることを深く認識し、丁寧な応接、言葉遣いに特段の配慮をすること。

(3) 対応窓口の一本化

既に徴収した手数料の還付事務は、運転免許課が行うものとする。手数料還付申請のため警察署に来署した場合は、運転免許課の指示を受け申請書類を受理すること。

(4) 本人確認の徹底

災害に乗じて不正取得を企てる者もあることに留意し、本人確認を徹底すること。

(5) 効果的な広報の実施

手数料の免除について、被災状況等を踏まえ、適切な時期や方法による効果的な広報を実施し、被災者への周知を図ること。

(6) 教養、引継ぎの徹底

災害発生時における担当者の理解不足等による手続の遅滞、免除すべき手数料を免除しない等の不適切な対応は、被災者の生活再建に著しく支障を及ぼすこととなることから、職員に対する教養及び事務引継を徹底し、不適切事案の防止に万全を期すること。

担当 運転免許課企画係

別添 1

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

住所

氏名

て ん 末 書

私は、 年 月 日発生の により、下記のとおり
被災したことに相違ありません。

記

紛失（り災）等年月日	年 月 日
紛失（り災）等場所	
紛失（り災）の状況	
他の被害がある場合は その程度(家屋全壊等)	

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

住所

(カタカナ)

氏名

青 森 県 証 紙 誤 過 納 還 付 請 求 書

下記のとおり還付してください。

還付請求金額 ￥

記

1. 証紙を納付した理由

- ☐ 運転免許証再交付手数料として納付
- ☐ 特定免許情報記録手数料として納付
- ☐ 仮運転免許証再交付手数料として納付
- ☐ 運転経歴証明書再交付手数料として納付
- ☐ 運転経歴情報記録手数料として納付

2. 還付を必要とする理由

納付した手数料は、「青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例」第5条第2項の規定が適用されることから、還付が必要となります。

電話番号	
金融機関名	
支 店 名	
口座番号	(普通)
カタカナ 口座名義	